

令和8年度 第1回 東京航空局入札監視委員会
審 議 概 要

開催日及び場所	令和8年7月31日(金) オンライン会議(Teams)	
委 員	委員長 橋 爪 宏 達 (大学改革支援・学位授与機構教授) 委 員 江 川 淳 (弁護士) 委 員 平 田 輝 満 (茨城大学大学院教授)	
審査対象期間	令和7年10月1日～令和8年3月31日	
審議概要 抽出案件	総件数3件	
	(1)工事	一般競争(総合評価落札方式) 1件
	(2)建設コンサルタント業務等	一般競争(最低価格落札方式) 1件
	(3)物品の製造等	一般競争(最低価格落札方式) 1件
委員会からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	・特になし	

審議概要(別紙)

1. 工事(一般競争入札／総合評価落札方式)

東京国際空港 A 滑走路離陸待機警告灯設置その他工事

意見・質問	回 答
○入札情報サービスを提供する会社は増えているような印象を受けるが、入札情報収集サービスが拡大している中で、入札参加者は増えている実感はあるのか。事業者がより効率的に入札情報を見ることができるようになってきていると思うが、それは入札参加者の増加になかなか結びつかないものなのか。	○入札情報収集サービスの拡大によって入札参加者が増加したかどうかについては、確認できていないためわからない。 なお、当局の調達ポータルから資料を入手した者でないと参加資格が与えられないため、情報収集自体は問題ないが、参加には正式な手続きが必要である。
○羽田空港の滑走路における工事可能時間(閉鎖時間)はどれくらいなのか。相当短いのか。	○羽田空港の A 滑走路は、月・水・土・日の週4日、閉鎖時間は約6時間半、実質の作業時間は6時間ほどである。
○1社応札への改善策は何かあるか。	○今回は滑走路外でも施工可能な工事と組み合わせることで、工事可能時間の制限を緩和している。また、過去の不調不落のヒアリング結果で工期が短いことが理由の一つとして挙げられていたため、工期を長く確保することにも取り組んでいる。
○今回1社以外は情報収集会社だったのでヒアリングしていないということだが、類似案件でもヒアリングして頂き改善点があれば継続的に検討頂きたい。	
○参加者をどうやって増やすかという話について、そもそもこの工事に対応できるような事業者を増やす、事業者の実績を積みせる、入札参加の間口を広げるという点ではどのような方策をとっているのか。	○競争参加資格要件として、羽田空港以外での灯火工事の経験も認めることで間口を広げている。
○競争参加資格要件に実績を定めているというのは、灯火工事の実績がなくても受注できる案件がなければ、実績を持つ事業者を増やすことにならない。そのような実績なしで灯火工事ができる案件があるのか。それともこのような工事は全て実績を有することを条件としているのか。	○実績のない事業者が工事することで空港の運用に影響を与えることを懸念し、灯火工事については全ての案件に、同種工事等の実績を求めている。 実績をもつ事業者を増やすことへの具体的な方策は検討していきたい。 令和7年度から灯火工事の競争参加資格として、エプロン照明灯設置工事を実績として認めることで、競争参加資格要件を緩和し、新規参入業者の増加を図っている。
○そうなってくると新規事業者が参加できるようエプロン照明灯設置工事についてはより緩い競争参加資格要件にする必要があるのではないか。初心者がどうしたら実績を積むことができ、競争参加資格要件である実績を有する事業者を増やすことができるのか、今後検討頂きたい。	

○灯火工事が完了した後、もし仮に警告灯が一つだけ壊れた場合などは、誰が工事をするのか。	○灯火の維持工事を年間契約しており、仮に何か破損があった場合は、その維持工事の方で補修を行っている。
○その維持工事も入札等で契約相手を見つけているのか。	○そのとおりである。

2. 建設コンサルタント業務等(一般競争入札／最低価格落札方式)

新千歳空港ケーブルダクト新設測量・配置検討業務

意見・質問	回 答
○降雪期間中への配慮と言う問題であり、今後の検討のなかに含めて頂いているが、降雪期間については工期を設定しないというほうこうにしないと難しいと感じた。	
○繁忙期や降雪期間中は避けた方がいいということを分析されていて、今までも同じような工事があったと思うが、今までは問題にならなかったのか。今までは分析として挙がってこなかったのか。	○北海道の空港に関しては、コンセッションで民営化されている関係で、工事や業務関係の発注件数も少なくなってきたこともあり、ここ最近に関しては、特にそういったご意見をいただいているような案件はなかったと記憶している。
○分析結果自体、非常にわかりやすく、改善策につながるようなことだと思うので、東京航空局の他部署も参考にして頂ければと思う。同様の案件があれば、参考にして改善してほしい。	
○同じ質問になるが、従来から繁忙期や降雪期間中といった配慮は当然されてきたと思うが、そうではないのか。今回初めてこのようなことが判明しているわけではないと思うがどうか。	○降雪期間を外すということは工事含めて対応しているところではあるが、今回の発注にあたっては事前に発注条件を関係者から提示していただかなければならず、その条件の提示が遅れた関係で発注時期が年度の後半にかかってしまった。 今後は事前の調整含めてそういったことがないよう対応していきたい。
○本件は、測量してどこに電線管を通せばよいかという話だとすると、それ自体はよくある案件で、こういった測量対応できる場所は多い気がするが、本件は入札の資格として技術士を要求している。本件について技術士の要求はどうしても必要なのか。	○本件は測量業務と設計業務を組み合わせた形で発注している案件で、そのうち設計業務が大きなウェイトを占めるため、資格の要件としては、設計業務を行うことができる技術士の資格を管理技術者に設定している。
○本件の様に技術士を資格要件として求める記載はよく見るが、客観的に能力を図る基準として別の記載はできないか、引き続き検討してほしい。 また、技術者不足という理由についても、どういった技術者が不足していたのかまで調べてみると、解像度の高い改善策ができるのではないかなと思うので、検討してほしい。	

3. 物品の製造等（一般競争入札／最低価格落札方式）

性能評価センター 2,000kVA 発電装置一式の製造

意見・質問	回答
○今回の製造メーカーの非常電源装置を買うとなると、この落札者が対応するという認識で良いか。	○ガスタービンなどになるとまた別の系列会社があったかと思うが、ディーゼル機関においてはその通りである。
○なぜ今回はガスタービンではなくディーゼルでやらなければならなかったのか。	○ガスタービンだと停電からの始動時間に 40 秒、1 分ほどかかってしまう。本件は航空保安施設であり停電時間を長くとりわけにはいけないので、15 秒で起動するようにするとガスタービンはスペック的に合わなかった。
○他に国内で対応できる会社として、他に複数社あると思うが、それらは今回対応していたのか。それとも対応できそうなのは落札者だけだったのか。	○A社は自社の採算性というところで資料も取りに来ていなかったと思う。B社はこの出力のものを現在開発中と聞いているが、本件契約時点ではこの出力のものは持っていない。
○東京航空局としては、落札者以外に入札を想定していた業者はあるのか。	○先程のA社があるが、採算性から手を出さない形があったので、結果として一社になっている。
○そうするとこの老朽化した既存のものも今回の落札者がつくったものになるのか。	○資料の写真にあった既存のものは先程のA社製のものである。 過去にはA社も参加はしていたが、ある時から会社の採算性というところで手を出してきていないのが現状である。
○このような規格でしかこの非常用発電装置は成り立たないのか。他の業者が参入できるような、また採算性の観点からも参入しやすい規格に変更することは難しいのか。	○先ほども始動特性の話をしたが、世間一般に存在するものとしてはディーゼル機関しかなく、それ以外のものとなるとスペック的に合うものがないのが現状である。
○もし今回の落札者も採算性から撤退するということになったらどうするのか。	○そういうこともあり、まだもう少し時間はかかる見込みだが、B社が自分の会社も頑張るということで設計を進めていると聞いている。
○このような大きな機械だと需要に限られるため、継続的に作るということは難しいということなのか。	○在庫というのは存在しないので、案件に合わせてものをつくるという形になっている。
○既存のものはA社製ということで、今回老朽化に伴って新設するとのことだが、既存のものを保守して利用するという選択肢はなかったのか。	○現状、この発電機ももう 25 年迎えているので、そろそろ引退というところである。
○いざという時に動かないと本当に困るので、その辺は天秤にかけて、今後、つくることが出来なくなった場合も含めて、保守によって延命するという選択肢も検討の指標の一つに加えて頂きたい。	

4. 公募随意契約試行案件の検証結果報告

意見・質問	回答
○前回委員会における指摘通りまずは大臣官房に確認し回答を得たということであれば、順調に進んでいると認識した。 また、公募型随意契約はもう動いているものだから、進めつつ、調整する形で差し支えない。	
○利用許諾に関して、要件の「利用許諾を求めていること」というのは、具体的にどういうことなのか。つまり、求めているだけではなく、有償だろうが無償だろうが「開示できます」というところまで回答をもらわなければならないということに合っているか。	○そのとおりである。
○それであれば、要件の記載について、今後つめる際に、もう少し書きぶりを修正した方が良い。	
○「適正価格となるよう引き続き留意」について、適正価格かどうかということのチェック機能はどこがどう果たすのか。 それを他のところがチェックするというような機能はないのか。	○内容を精査するという意味で、発注担当課が一義的に内容を確認することになると考えている。 まずは、当該事業者と発注担当課の方で見積根拠等の精査をしたうえで、その後発注担当課で作成した積算資料を、内部決裁手続きにて、予算管理ラインで最終的に審査し決裁をしていくという手続きになっている。
○公募随契に移行することで金額が高くなるとまずいため、適正価格になるよう留意するということだが、どのようにチェックするのか、適正価格となるよう留意する方法について、内部で議論して頂きたい。	
○資料4頁中段の矢印の後ろ、二行目に「本内容は施工中に発生する現場の不一致により」とあるが、表現方法を少し修正した方が良いのではないか。事前に積算や設計する時に想定している現場の状況と、実際が異なっていたみたいなのことを言っているのだと思うが、いかがか。	○当該箇所において想定している内容としては、委員ご指摘の内容と基本的に齟齬はないと考えている。
○記載内容の一部については、引き続き整理頂きたいが、今回の内容については案の通り運用して頂く形で良い。運用方法についても、内部で委員会をつくって運用するという案について特段意見のないことから、そのような形で進めて問題ない。 したがって、概ね提案の通りとし、一部記載内容の整理をお願いしたい。 また、これに沿ってどのような契約がなされたかを今後しばらくの間、ご報告をお願いしたい。	